

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
(法人番号2180001046337)
業者の住所：愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10
- 指名停止措置期間：令和8年3月31日から令和8年5月30日（2か月）
- 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県
- 事 実 概 要：
上記有資格業者は、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 指名停止措置理由：
上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2月以上9月以内